

不動産登記手続について

変更していただく届出等 (事 柄)	届 出 先	必要書類など	期 限
土地・建物等不動産所有者の住所変更登記	不動産の所在地を管轄する 法務局 五泉市、新潟市秋葉区・南区、阿賀野市、東蒲原郡阿賀町の土地・建物等については下記のとおり	・ 登記申請書 ・ 住居表示変更証明書 または住民票の写し (備考欄に住居表示実施の旨記載入り)	所有者の住所変更については、実施日から2年以内
土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方の住所変更登記	新潟地方法務局新津支局 <問合せ先> 新潟地方法務局新津支局 〒956-0031 新潟市秋葉区新津 4463-1 ☎ 0250-22-0501	・ 印鑑（認め印で可） ・ 委任状（代理人申請の場合）	

登記申請書作成上の注意事項

- （１）登記原因証明情報として、住居表示変更証明書を添付してください。（五泉市役所から送付されています。）
住居表示変更証明書を添付した場合、登録免許税はかかりません。（登録免許税法第5条第4号により非課税）
- （２）文字はインク、黒色ボールペン等ではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
- （３）登記申請書の用紙（ひな形）は、五泉市役所から各世帯（各法人）に1枚ずつ配布されますが、記載例に従いパソコン等で印刷したものも使用できます。
※1枚の申請書で、複数の不動産について申請することもできます。
- （４）申請書は、他の添付書類とともに左とじにして提出してください。
申請書が2枚になるときは、申請人または代理人の印でつづり目に割印してください。
- （５）代理人の方が手続をする場合は、登記申請書に委任状を添付してください。
- （６）郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により送付してください。
なお、一定数の申請が見込まれ、法務局窓口の混雑が予想されますので、郵送での申請にご協力ください。登記完了後に「登記完了証」を交付しますので、登記完了証を返送するための郵便切手を貼った返信用封筒（簡易書留またはレターパックプラス）を同封してください。（不動産登記規則第53条）